小倉生健会第12回総会お弁当を食べながら、なごやかに開催

- ◆恒例の「まず、昼食を食べてから」開催 小倉生健会の第12回総会が6月9日に開かれ、会員・ 賛助会員・読者会員と元会員や、来賓の方々の参加で、 なごやかに開催されました。
- ◆この1年間の取り組みについて
- ①議会開催ごとの陳情や、市保護課との懇談を行い、「保護のしおり」や、「保護費変更決定通知」を大幅に改善させることができた。「保護費引き下げ反対」の陳情では、国にものを言わない市当局に、全ての会派の議員が「ものを言え」と求めた。
- ②会員や地域の方の様々な相談にのり激励した。
- ③保護費引き下げに審査請求や生存権裁判で闘った。
- ④賛助会員制度をつくり、会員の幅が広がった。
- ⑤全生連の中央機関紙である「守る新聞」や県連の「生きる」をきちんと配布した。
- ⑥小倉生健会の会報を年間 52800 枚届けた。
- ◆意見や質問に、懇談方式で議論しました
- ○「介護認定の前だけど介護が必要になった」どうすれば良いか。



来賓として、門司生健会の波田会長、 日本共産党の柳井・藤沢・出口各市議が 参加。高瀬県議と県連、地区労連から メッセージが寄せられました。

- 〇保護費引き下げで、付き合いもできなくなった。
- ○15 年目のクーラーがいつ壊れるか 心配。・・・社協を利用すれば上限 10 万円を36 ヶ月返済。無利子で、 収入認定はされない。
- 〇保護費変更決定通知の内訳が改善 後も分からない。
- OCW が交代して、障害等級が下がったことが分かり、過払い分の返還を求められている。

化打力 制度

生活保護を利用できる、2つの条件

年金不足を補うために「2000 万円必要だ」 との「答申」報道で、あらためて生活保護 基準の低さを実感しました。

北九州市に住む75歳未満の成人の生活保護費は、約7万5千円+2.9万円の家賃です。 生活保護を利用できる条件は2つです。

- ①生活保護費以下の収入しか無い。
- ②生活保護費以下の手持ち金しか無い。

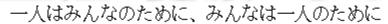
この 2 つの条件がそろえば誰でも生活保護を利用することができます。(※裏面に各年齢構成の世帯の生活扶助費掲載)

働いていても、年金があっても、持ち家に 住んでいても、若くても、健康でも、2 つの 条件がそろえば利用できます。

生活保護基準を下回っているのに生活保護 を利用していない世帯の率は約8割です。そ のために必要な栄養や医療や介護が極限まで 切り詰められています。

年金を受け取っていることも知らない麻生 大臣や、給料だけでも年間3000万円を受け取 る安倍首相に「ひと月でいいから、生活保護 費で暮らしてみろ」と言いたくなります。

小倉生健会・受力を





えっふーん

減らない年金、実現できる?

◆安倍政権の7年間で年金額は6%も減りました

国民年金は 40 年間保険料を満額納めても最高 6.5 万円/月。平均では 5.5 万円しかありませんが、マクロ経済スライドによる引き下げで 2043 年には、最高額が 4.5 万円 (30%減) になります。

2003年に自民党と公明党は「100年安心の年金制度」をつくったと自慢。特に公明党は「今もらっている年金は下げません」(右上図:矢印)と大宣伝しました。

◆「しんぶん赤旗」に次のような記事が

厚生年金の保険料率は9.15%です。ところが年収が約1000万円を超えると保険料は一律95.5万円のため、年収1億円の人の保険料率は1%以下になります(右下図)。これを、国民健康保険と同じように上限を2000万円にすれば、1兆6000億円の増収になります。また、米国のように、高所得者の年金の伸びを抑えれば1兆円の増収になります。

北九州市が

警察などからの個人情報を 令状なしで「全項目回答」と報道

共同通信は「警察や検察が生活保護行政に関する情報を令状の不要な『照会』で大量、頻繁に求め、一部自治体が応じていた。憲法が保障する最低限度の生活が危ぶまれる人々の生活状況から家族関係まで、高度なプライバシー情報が含まれているとみられる。生活に困って役所に渡したプライバシー情報を、本人の知らぬ間に捜査機関へ安易に流していたのは、重大な人権侵害といえる。運用をただちに改めるべきだ」などと報じました。

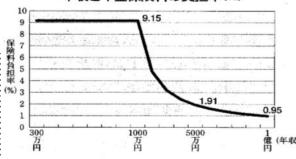
全生連も、北海道新聞の記事として「政令市など規模の大きい全国 74 自治体に、受給者の個人情報提供についてアンケートを実施した。回答した 74 自治体の内、捜査当局から求められれば『原則的に照会された全項目を提供する』という自治体は 14 市区」と報じ、14 都市の中に北九州市が含まれていたことが分かりました。

厚生労働省は自治体向けの手引きで「紹介の趣旨、 必要性を十分検討し、公益上の利益と本人の不利益 を比べる。開示の場合も必要な範囲内を回答する」 としています。 さらに、非正規労働を正社員に、中小企業の支援もして最低賃金を上げるなどで、 保険料を払う人数と額を増やします」。

···この提案「いいね!」



年収と年金保険料の負担率(%)



市:「家賃変更不要」と回答 一転「差額分 17 万円返還せよ」 藤沢市議:福岡県に審査請求 その後、市:「返還請求取消し」

日本共産党の藤沢かよ市議に、「息子が独立し一人暮らしになったので、保護課に届けたら、『引っ越さなくても良い。家賃もそのまま』と言われましたが、CWが変わったとたん『不正受給だ、17万円の家賃差額分を返還しろ』と言われ困っている」と相談がありました。

藤沢市議は、福岡県に「北九州市の対応は不当だ」と「審査請求」をしていましたが、この度、市から「返還はしなくて良い。国や県とも相談し決定した」との申し出があり、17万円は返還しなくて良くなりました。

柳井誠市議

生活保護の申請権保障のため 「申請書」のカウンター設置を 求める

北九州市議会 6 月議会本会議での柳井市 議の質問と、北橋市長の答弁の要旨は次のと おりです。

●柳井誠市議:

行政手続法の目的は、行政運営における 公正の確保と透明性 であり、行政上の意思 決定の内容及び過程 を明らかにすること です。

その課題のひとつが生活保護申請です。

全国各地の地方議会では生活保護利用の捕捉率の低さ、相談と申請の比率の乖離が重要問題として議論されています。



小倉生健会の第 12 回総会で、議会報告 をする柳井誠市議

千葉県佐倉市議会では、夜間や土日、祝祭日等、市役所の閉庁時間における生活保護申請の相談は代表電話への連絡が生活保護のケースワーカーにつながるように適宜対応すること、申請の意思があれば電話でも受理すること、保護課カウンターに生活保護申請書が置かれること、が確認され改善されました。

福岡県の一般町村でも保護相談者には手持ち金確認程度ですぐに申請書を手渡し、保健福祉環境事務所での生活保護申請を支援しています。

大都市の相模原・新潟では、市民が自由に 持ち帰ることができるように保護課カウンタ 一に申請書を置いています。

横浜市では保護相談の中で必ず申請意思の 有無について口頭確認するとともに面接記録 表に記載しています。また申請意思がなかっ た者については申請を行わない理由について も記録しています。

生活保護申請書の保護課カウンターへの設

置は、紹介した自治体をはじめ全国的に多数 行われています。

これらの対応について、厚生労働省保護課は、地方自治体の裁量であり問題ない、厚労 省監査においてそれが不適切と指摘していない、相談時の申請意思確認を最も重視しているとの見解です。

本市では、平成18年度、門司区の市営後楽団地で発生した餓死事件の当事者の死亡前の保護相談において、本人が申請意思を示したにもかかわらず、申請を受理せずに、求職活動等を指導し、餓死を引き起こしています。相談員と決裁権者の判断は行政手続法に照らして取り返しのつかない不作為でした。

そこで、連続して餓死・孤独死事件をおこした本市の保護行政の申請手続きを更に改善する必要があります。

自由に持ち帰りできるように、申請書を保護課カウンターにも置きつつ合わせて相談業務もより丁寧かつ迅速にすすむように改善すべきと考えますが、申請書の保護課カウンター設置について見解をうかがいます。

■北橋市長:

申請書をカウンターに置き、相談者の状況を把握することなく、機械的に申請を受け付けた場合、例えば生活保護が適用にならない方に対しても、金融機関等への資産調査や親族の方に扶養援助を確認すること。

また調査を行っている間、本来、生活保護に先立って利用できる他の福祉政策等の活用が遅れること、など、申請者に対し不要な調査への協力や不利益が生じることなどから、申請書をカウンターに置くことまでは考えておりません。

こうしたことから本市としては、生活保護制度の仕組みを十分理解したうえで、申請するかどうかを判断していただくことが重要と考えます。

今後も引き続き相談者のニーズをしっかり と丁寧に聞きながら、市民の立場に立った生 活保護行政を実施してまいります。



●2018年10月からの生活扶助費(北九州市)

| | | | | | | | 1 | | | | | | 光红牡叶弗 |
|----|-----|--------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-------------|-----------------------|------------------|
| 年齢 | 0~2 | 3 ~ 5 | 6 ~ | 12~ | 18~ | 20~ | 41~ | 60~ | 65 ~ | 70~ | 75 ~ | 年齢構成(才) | 生活扶助費 2018年10 |
| 齢 | 0~2 | კ~ე | 11 | 17 | 19 | 40 | 59 | 64 | 69 | 74 | /5∼ | 平断情以(イ) | 2018年10 月~ |
| | | | | | | 0 | | | | | | 20~40 | 74,790 |
| | | | | | | | 0 | | | | | 41~59 | 75,450 |
| 単 | | | | | | | | 0 | | | | 60~64 | 75,150 |
| 身 | | | | | | | | | 0 | | | 65~69 | 75,100 |
| -, | | | | | | | | | | 0 | | 70~74 | 71,190 |
| | | | | | | | | | | | 0 | 75~ | 70,240 |
| | | | | | | 00 | | | | | | 20~40夫婦等 | 115,070 |
| | | | | | | | 00 | | | | | 41~59夫婦等 | 115,700 |
| 夫 | | | | | | | 00 | 00 | | | | 60~64夫婦等 | 115,700 |
| 婦 | | | | | | | | 00 | 00 | | | 65~69夫婦等 | 114,150 |
| 等 | | | | | | | | | 00 | 00 | | 70~74夫婦等 | 108,320 |
| | | | | | | | | | | | 00 | 75~ 夫婦等 | 105,920 |
| | 0 | | | | | 00 | | | | | 00 | 20~40夫婦等、0~2才 | 139,570 |
| | | 0 | | | | 00 | | | | | | 20~40夫婦等、3~5才 | 141,340 |
| | | | 0 | | | 00 | | | | | | 20~40夫婦等、6~11才 | 146,040 |
| | | | 00 | | | 00 | | | | | | 20~40夫婦等、6~11才×2 | 170,830 |
| 夫 | | | 00 | 0 | | 00 | | | | | | 20~40夫婦等、12~17才 | 153,010 |
| 婦婦 | | | | 00 | | 00 | | | | | | 20~40夫婦等、12~17才×2 | 184,080 |
| + | | | | 00 | 0 | 00 | | | | | | 20~40夫婦等、18~19才 | 153,010 |
| 子 | | | | 0 | Ö | 00 | | | | | | 20~40夫婦等、12~17、18~19才 | 184,080 |
| な | | | | Ö | | 00 | 00 | | | | | 41~59夫婦等、12~17才 | 149,720 |
| ئے | | | | | 0 | | 00 | | | | | 41~59夫婦等、18~19才 | 149,720 |
| - | | | | | | 0 | 00 | 00 | | | | 60~64夫婦等、20~40才 | 147,370 |
| | | | | | | Ö | | 00 | 00 | | | 65~69夫婦等、20~40才 | 147,340 |
| | | | | | | | 0 | | | 00 | | 70~74夫婦等、41~59才 | 141,280 |
| | | | | | | | ŏ | | | | 00 | 75~ 夫婦等、41~59才 | 139,800 |
| _ | | | | | | | | | | | 00 | 70 | 生活扶助費 |
| 年齢 | 0~2 | २∼ 5 | 6 ~ | | 18~ | 20~ | | | 65 ~ | l | 75 ~ | 年齢構成(才) | 2018年10 |
| 齢 | 0 2 | 0 0 | 11 | 17 | 19 | 40 | 59 | 64 | 69 | 74 | , 0 | | 2010年10 月~ |
| | 0 | | | | | 0 | | | | | | 20~40、0~2才 | 107,260 |
| | 0 | 0 | | | | Ŏ | | | | | | 20~40、0~2才、3~5才 | 134,430 |
| | | 0 | | | | Ŏ | | | | | | 20~40、3~5才 | 109,130 |
| | | 0 | 0 | | | Ö | | | | | | 20~40、3~5才、6~11才 | 138,780 |
| | | | 0 | | | Ö | | | | | | 20~40、6~11才 | 111,900 |
| | | | 00 | | | Ö | | | | | | 20~40、6~11才×2 | 141,830 |
| _ | | | | 0 | | Ö | | | | | | 20~40、12~17才 | 116,230 |
| 母 | | | | 00 | | Ö | | | | | | 20~40、12~17才×2 | 154,590 |
| 子 | | | | | 0 | Ö | | | | | | 20~40、18~19才 | 116,140 |
| 等 | | | | 0 | Ö | Ö | | | | | | 20~40、12~17、18~19才 | 154,590 |
| | | | | Ö | Ĭ | Ĭ | 0 | | | | | 41~59、12~17才 | 115,700 |
| | | | | Ö | 0 | | Ö | | | | | 41~59、12~17才、18~19才 | 152,940 |
| | | | | | | 0 | | 0 | | | | 60~64、20~40才 | 114,980 |
| | | | | | | 0 | | | 0 | | | 65~69、20~40才 | 114,410 |
| | | | | | | | 0 | | | 0 | | 70~74、41~59才 | 112,010 |
| | | | | | | | Ö | | | | 0 | 75~ 、41~59才 | 110,810 |
| | | | | | | | | | | | | | , |

- ※上記表は生活扶助費です。各世帯により、住宅扶助費や加算が付く場合があります。
- ※ここで言う夫婦等とは、二人で生活していることをいう。
- ※切り上げのため、10円単位で異なる場合があります。